

(仮称) 霧島市クリーンセンター施設整備等調査特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年4月23日(金) 午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	仮屋 国治 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	山口 仁美 君	委員	山田 龍治 君
委員	松枝 正浩 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	愛甲 信雄 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	徳田 修和 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	松元 深 君	委員	池田 綱雄 君
委員	厚地 覚 君	委員	新橋 実 君
委員	植山 利博 君	委員	池田 守 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	蔵原 勇 君
委員	前川原 正人 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	山口 留美子 君	環境衛生課長	楠元 聡 君
環境衛生課主幹	末松 正純 君	環境衛生課衛生施設G主査	四本 久 君
環境衛生課衛生施設グループサブリーダー	吉村 恵理子 君		

5 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

6 本委員会の調査案件は次のとおりである。

(仮称) 霧島市クリーンセンター施設の整備等について

7 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長 (仮屋国治君)

ただいまから、(仮称) 霧島市クリーンセンター施設整備等調査特別委員会を開会します。事務局から事前に連絡がありましたとおり、本日に予定しておりました先進地視察については、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、見送らせていただきました。本日は、御手元に配付しました次第書のとおり、これまでの調査も踏まえた上で、総括的な質疑を行い、その後、自由討議、意見の取りまとめを行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。はじめに、総括質疑を行います。これまでの調査を踏まえた上で、委員の皆様から質疑をお願いしたいと思います。まず、事前に通告のありました宮内委員から質疑のほうをお願いしてよろしいでしょうか。

○委員 (宮内 博君)

有満対策監、本当に御苦勞様でございます。ここで、特別委員会が継続している中で、人事異動があるというふうになりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。これまでの経過を踏まえて少し議論をしておく必要があるというふうに思います。前回の委員会の中で、140 tの今

回のクリーンセンターの焼却炉を建設することに至った経過については、当初から、未来館のほうからのごみも、ここで処理をするということで、計画がなされたというのは、前回の委員会の議論の中で、文言の訂正がありましたことも受けて、私どもも再度認識をしたところでありませけれども、執行部のほうも、そここのところは、再認識をされたのではないのかなというふうに思うんですよね。そこでお尋ねをしたいというふうに思いますけれども。そういうこの認識でまず、いいのかどうかというのを最初にお聴きしておきたいというふうに思います。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

ただいまの宮内委員の御質問と確認の意味で、前回の特別委員会で、私ども認識を改めたところもありますけれども、施設の規模、ごみ処理量ですけれども、基本構想を練る段階から、横川・牧園地区を含む市内全域のごみの量で推計をいたしているというところは間違いはないというところがございます。それを持ちまして検討委員会で審議していただき、最終的に140 tの焼却炉とするということで決定したところでございます。

○委員（宮内 博君）

そういうことですよ。そこで、前回の委員会の時まで、そここのところを、そういう形で当初から委員会に臨むというふうになっていなかったわけですよ。そこがやっぱり一つは、問題点として大きいのではないのかな。私はそういう認識をしたところですよ。それで、前回の当委員会でも、令和元年度の敷根清掃センターの可燃ごみ処理、3万3,841 t。これに、災害廃棄物の10%を加えると3万7,225 tだと。これではじき出される施設の規模というのは、138.5 tだと。こういうふうに言っているわけですよ。それで牧園・横川地区の未来館のごみを加えることによって、これが151.2 tになるというふうに説明をしてきたわけですよ。それで実際この138 tから、151.2 tを引くと12.7 tと、こういうふうになります。それで、これまで全国の焼却炉建設で、霧島市と同規模の焼却炉の建設費用に幾らぐらい掛かっているのかということでの試算ができる資料が示されているんですけど、高いところでは1日処理量1 t当たり1億円という焼却炉の価格ということになるところもあるわけですよ。それでいきますと、12.7 tですので、12億7,000万円ということになるわけですよ。それで、実際これまで財政的な軽減がどれほど図られるのかということは、当委員会でも説明がなされております。未来館を統合することによって、10億1,900万円の経費削減効果があると。こういうふうは何回も説明しているわけですよ。本会議でも、そういう説明がなされました。先ほど私が申し上げたような形で、未来館のごみが12.7 tということになりますと12億7,000万円ということですから、結局この10億1,900万円というのはここで、消えてしまう。返って敷根清掃センターの建て替えによるクリーンセンターで、それだけの容量を持った焼却炉を運営していかなければいけないということに当然なってくるわけですよ。それだけの費用が増えると。逆に言えば。そういうことも当然、推計し得ることになるわけですよ。その辺は、当初の計画の段階から、未来館を加えていたということでもありますので、かなりのそごが生じてくるというふうに思うのですけれど。その辺はこの間、約1か月の間に、どのような調整がなされたのか、お示しいただけませんか。

○市民環境部長（本村成明君）

今の件でございませけれども、仮に今、宮内委員からございましたとおり、12億円という数字を基にいたしましたとき、この焼却施設、使用年数が20年というようなことをこれまで申し上げてきているわけですよけれども、この12億円を20年で割った場合、結局、減価償却の考え方、単年度当たりの数値というのは、約6,000万円というような数字になります。それで、これをこの1か月間で考えたというわけではございませ。当初から、こういう想定はされていたと思うのですけれども、この6,000万円という数字は、今私どもが単年度で、ずっと議会答弁で、宮内委員のお尋ねに対して9,000万円という数字を申し上げてまいりました。そういたしましたときには、9,000万円から6,000万円を引けば、まだ3,000万円お釣りが出ます。ということで考えて、これまでもきたところでございませ。また今、建設費のことでございませるので、この建設費、今、これ

までも答弁してきました数字につきましては、あくまでも、この間も池田前対策監が申し上げましたように、限度額の数字でございまして、これにつきましては、これまでの全国の平均の落札率といったような数字も、80%とかそういう数字も出ております。ですので、今のこの建設費用の計算につきましては、その辺も加味して、コスト比較はしなければいけないというふうを考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

今20年間というスパンで推計をした場合ということで、3,000万円余裕があるということですけど。いわゆる10億1,900万円の数字的な根拠を示したのは、令和5年度から令和16年度までの12年間と、これはその数字を出しているわけですよ。だから、同じような形で出すときには、やっぱり同じような推計値を出さなきゃいけないと。20年間にすればぐっと、単年度当たりの費用というのは、削減されるわけですから。だから、そういった形で、整理をされたほうがよろしいのではないかと思いますけど、いかがですか。

○市民環境部長（本村成明君）

今の議論になりますと、今度はお尻を令和16年度というふうに申し上げているわけですけども、その中でコスト比較を示してまいりました。ただ、建設費の差をおっしゃいますので、私どもは施設の耐用年数の20年を持ち出したわけでございますけれども、今度はお尻のほうの令和17年度から向こうの9年間になりますかね。そのコストも考えていかなければいけないということになります。ですので、計算はまた改めてしないと、数字は今では申し上げられませんが、そこに掛かるコストというのは非常に大きなものが、誰が考えても予測がされるのではないかなというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

ただこれは令和16年というのは、未来館の改修があって、それを受けた場合と、そこから離脱した場合の比較ということでの計算でありますので、そういう点では、12年間というのをそこで持ち出してきている一つの根拠にはなっているわけですよ。ですから、私は何もその20年間のスパンで計算をなささいということをお願いしているのではなくて、だったら12年間でやられたらどうですかということをお願いしているわけ。だから、それは今後また庁内でも議論を深めていただければというふうに思います。そこは要請をしておきたいと思います。それで二つ目の質問の中で、お伺いしたいのは相互支援協定の問題についてであります。これは離脱を決めましたのが昨年11月18日と。相互支援協定を締結したのが11月16日ということで離脱の2日前に、相互支援協定を締結しているわけですよ。それで、環境省の示したいいわゆる広域的なごみ処理を含めた処理を行う場合に、それぞれのごみ処理計画にそごが生じないようにしなきゃいけないという、この通達が2016年9月に出されている背景があるわけですよ。そことの関係で、どうしてもこのところは、始良市のごみ処理計画の中にはそれが含まれていると。霧島市の中には、そのことの記述が全くなくて、未来館から離脱をするということのみが書かれているというところを、少しまだ私としては合点がいてないんですよ。ですから、議論をしておきたいというふうに思いますけれども、その後、前回の委員会でもこのことを申し上げておりますので、始良市、伊佐北始良環境管理組合等での、議論があれば御紹介ください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず今宮内委員が言われる、一般廃棄物処理計画について、御説明したいと思います。各自治体で一般廃棄物処理計画を策定するんですけども、まずは、一般廃棄物処理計画に基本計画と実施計画というものがございまして。基本計画というのは、期間が10年間、10か年計画でございまして。実施計画というのは、その基本計画を基に、1年間、年度ごとの1年計画というのを毎年度毎年度つくってまいります。これをまず御承知おきくださいということでございまして。霧島市においても、平成30年4月にこの10か年の基本計画を策定しております。この中で、第5節の計画の推進、これは基本計画の30ページにあるんですけども、この中で、関係機関、団体との連携

の強化という項目がございまして、読ませていただきます。県、保健所、警察、環境保全協会、地区自治公民館、自治活動団体との連携を強化し、ごみの4R及び適正処理を推進します。また、伊佐北始良環境管理組合の構成市町を始め、近隣自治体との広域連携を強化し、ごみ処理の効率化、負担軽減を図りますというものを書いて記載しております。ただし、令和2年4月に策定しました実施計画ですけれども、こちらのほうでは、災害廃棄物処理の体制の構築、それから伊佐北始良環境管理組合の脱退、このことについて、令和2年4月に策定したもので記載しているところがございます。先ほど御意見がありました始良市ですけれども始良市は、令和2年5月に10年計画の基本計画を策定しております。こちらのほうでは、49ページの第6節で、既存施設の適正な維持管理と施設の整備というものがございます。ここで本市が保有する始良市清掃センターについては、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の延命化に努めます。一方で、近年、大型商業施設の開業やベッドタウン化により、可燃ごみの処理量が多くなっていることや、経年劣化や老朽化も含め、始良清掃センターでの安定的な焼却処理が難しくなりつつあることから、処理能力の増強等を含めた将来的な施設の在り方や近隣市町との連携を含めた各種検討を行いますということで書いてあります。そのあとつくられた年度計画、令和2年度、それから令和3年度についても、その地域連携協定に関する文言というのは記載されておられません。これが始良市はどうなのかということですが、ちなみに今回協定を結んでいない、ほかの市町村はどうなのかということ調べてみました。薩摩川内市の事例でございますけれども、薩摩川内市は平成29年4月に10年計画を策定しています。こちらのほうでは、広域的な連携と協力体制というのは、やはり一般的に載せております。ただ、1年間の実施計画、こちらについては、周辺自治体との連携についての記載というのは入っていないということでございまして、このことから言いますと、10年計画の間では、協定は結ばないんですけれども、連携は深めていきましょうというのは10年計画で記載し、又は私ども霧島市を含めて、10年計画で記載していると。実施計画のほうでは、それをもっと深く踏み込んで記載をしていないというのが状況でございました。

○委員（宮内 博君）

確かに今おっしゃるように10年計画の中では、そのことが書いてありますよね。恐らくこれは先ほど言いました2016年に環境省が、こういう方針を示しているというようなことを受けてのものだろうというふうに思うんですよね。ただその直近の計画の中に、それが示されていない。いわゆる、ごみを計画どおり処理できない可能性、恐れのある、始良市のほうは、当然霧島市や来館のほうに要請をしなければいけないわけですので、早くからそのことを記載しているということだろうと思うんですよね。そのことについても、前回議論をさせていただいたところでありまして、実際に担当所管から、始良市の焼却炉が定格処理量を超えるような状況にあるということと、いわゆる基幹改良などが必要なことなど、事務担当レベルの話は聞いていたというようなことが、前回の委員会で、表明されているわけですよね。ですから、これらのことを考えますと、やはりこのごみ処理計画に記載がないということとの関係では、当然平成30年につくった計画の中には書いてあるんですけど、それに沿って、当然、令和2年5月の分についても、そのところは、環境省の指針に基づいて、記載をすべき性格のものであったというふうに思いますけど。なぜか記載をしなかったのかっていうことを申し上げているわけですよね。

○市民環境部長（本村成明君）

今おっしゃる、環境省の出しておりますごみ処理基本計画策定指針でございまして、この策定指針の中で、私も、ある程度読み込みをしたんですが、ここで今、宮内委員がおっしゃることは、基本計画にその旨を記載しなさいというふうに私はとらえました。宮内委員もこの中身はよく御存じだろうと思うんですけれども、したがって、今、楠元課長から詳しく答弁をいたしましたように、年度ごとの実施計画にそこまで踏み込んだことを具体的に、今例を全て申し上げましたけれども、どの市町も記載をしておきませんので、私どもも、令和2年度の実施計画には、そういう広域連携については言及をしていないというのが実態です。

○委員（宮内 博君）

ですから、一番重要な議論がなされている、これまで合併協定書にも、盛り込まれて、横川・牧園のごみ処理については、伊佐北始良環境管理組合のほうで処理をするんだということが掲げられて合併で合意しているわけですね。そしてそれを踏まえて、この間、10数年間、そのような処理がなされている。そして、地域住民から、今の形が非常に不自由だというようなことが出された経過があって、この計画が示されたのではなくて、市長主導で、当然これは進められてきた背景があるんですけど。直前に我々に説明したのはごみ処理は自区内で処理するために未来館からのごみも霧島市に持ってこなきゃいけないという。そんな説明がされているわけですよ。その一方で、隣からのごみは受け入れましょうと。そういうことは書けないということだったというふうに私は、これはもう現時点で、そういうふうに推しはかるしかないわけでありますので、そういうことだったのかなということを、申し上げておきたいと思います。これまで議論をしてきましたので、恐らくこれから議論しても、執行部はそこを認められないんだろうと思いますので、その事は指摘をしておきたい。重要なのはやっぱり、環境省が示す指針の中で、そごが生じないようにというふうに言っている部分で、そごが生じているということは指摘しなきゃいけないというふうに思います。委員長、あと落札の件もあるんですけど1人でこんなにやっているのですか。

○委員長（仮屋国治君）

通告の分は取りあえず質疑してください。

○委員（宮内 博君）

それから、もう1点、この落札候補者の選定の関係についてです。これは当委員会に配付された2回目の第2回（仮称）霧島市クリーンセンター設置整備事業という、この落札者決定基準というのがありまして、その2ページの総合評価点の算出というところに書いてある部分で、お尋ねしたいところでありまして、検討委員会は、総合評価点が高い入札参加者を落札候補者として選定することになるということです。総合評価点の高い入札参加者が2社以上のときに、この価格要素が最も高い入札参加者が落札候補者になるという表現がされているわけですよ。ですから総合評価方式というのは、いわゆる工事そのものの落札価格は最も重視をされるべきものではないと。総合評価の全体の評価が高いところが、価格は高くても落札をすると。こういう、いわゆるこれまで、最少の経費で最大の効果ということが、盛んにこれまで議会でも議論をされてきて、落札価格が最も低い事業者が落札するというのは私の常識だったんですけど、この総合評価落札方式というのは、それを覆す入札方式ですよ。遡ってみると2017年にそれを可能とする法律が出来ているという背景はあるかと思いますが。それで本当にいわゆる税金を払って、センターを造る市民の皆さんは、どういう合点がいくのだろうかという点で、そのところをよくわかりやすいように説明をいただけませんか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず2回目にお配りした、落札者決定基準の2ページでございます。こちらのほうの上のほうにありますか、落札候補者の選定というところの一文でございます。こちらで、総合評価点の最も高い入札参加者が2社以上あるときは、価格要素点のうち、価格要素点（運営費）が最も高い入札参加者を落札候補者として選定するものであるということを書いてございます。こちらのほうで文章の表現で誤解を受けるかもしれませんけれども、価格が高いではなくて、価格要素点、いわゆるこの点数でございます。この要素点というのは、価格が高いほど点数は低くなります。2社比較したときに、点数が高いということは価格が安いという業者が選定されますよと表現しておりますので、ここは誤解されないようによろしくお願いします。あくまでも比較したときに、価格が高いところではなくて、価格点、いわゆる金額が安いほうが選定されますよという条件になりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

いや、結局、我々に資料として、委員会で頂いた南さつま市の焼却炉の建設の落札結果ですよ。これを見ると、3者が入札に参加をして、入札価格は最も高かった257億円を提示した日立造船が、落札しているわけですよ。最低価格を提示した川崎技研の入札価格より10億円高いんですよ。結局、結果的に一番高い価格で、入札した事業者が落札しているわけですよ。だから、そういった私にしてみればおかしいことが、起こるようなことになっているんじゃないですかと。だから市民の皆さんに、なぜこういうふうに高い価格で入札したところが最も有利なんだっていうのを、どのように説明をされるんですかということ私どもも当然、説明をしなきゃいけない立場に立たされるわけですので、そのところをお聴きしているわけです。

○委員長（仮屋国治君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時28分」

「再 開 午前10時29分」

再開します。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

南さつまの事例でございますけれども、南さつまも同じように、価格要素点と、それ以外の技術点ということでされたということです。その中で、定量化限度額が設定がされております。私どもも、今回の入札においては定量化限度額を設定するわけですが、この定量化限度額というのは、最低制限価格みたいな考え方をイメージしていただければよろしいんですけれども、最低制限価格というのを一般的に設けた場合に、それを下回った場合は失格というふうになるということとはもう御承知だと思っておりますが、定量化限度額の場合は失格にはなりませんけれども、定量化限度額を下回った場合は、もう全て満点であるというふうになっております。私ども、南薩のほうで詳しく状況をお聞きしたわけではないんですが、インターネット等で公表されているのを見ますと、価格要素点が3社とも全て40点になっております。ということは、定量化限度額が設けてあって、3社とも、その限度額というのを下回るような価格の札を入れられたと。だから、全て、価格のほうでは点数が3社とも同点、40点満点だったというような結果になったということで理解しております。定量化限度額の設定についても、予定価格を公表しまして、その中で、一般的に、大体、このぐらいのところということで、定量化限度額を設定して、それ以上低くしても、これは品質の低下を招くことを引き起こしたり、又は地元の下請業者に十分なお金が回らないとか。その後、20年間管理に入っていただきますけれども、そういった管理業者に対して十分な賃金が働いている方々に回っていかないとか。そういうのを避けるために、定量化限度額というのを設定しております。南薩のほうでは3社とも、繰り返しになりますけれども、下回って、40点満点となったと。1社、極端に低い金額を投じられて、これが10億円ぐらい下のほうにいつているわけですが、この業者については、その辺のところを見誤ったということとおかしいんですけれども、その辺の考え方が少し違っていたということだと理解しております。

○委員（宮内 博君）

これまで議論をしてきた中で、環境省も、そういう総合評価入札方式というのを推奨しているというようなことで、平成18年と言いましたかね。平成18年にそういう通達が出されていて、それを受けてということで、担当課長のほうからもこれまで、そういう答弁があったかというふうに思いますけれども。ということはこれを受けて、全国のごみ焼却場の処理施設はこのDBO方式というのを、全て採用するような方向にその後なってきたということで理解してよろしいんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

私どもが調べた範囲では、100%というわけじゃないですけれども、新しく建てる場合はDBOで発注される事例が、多いようでございます。以前はほかのやり方もあったんですけれども、ここ10年に関しては、DBO発注というのが多いようでございます。

○委員（新橋 実君）

関連ですけれども、この霧島市クリーンセンター検討委員会の副委員長であります荒井喜久雄先生が書かれているこの文章の中に、技術点と金額のほうですけれども、技術点、価格点、以前は3対7とかだったらいいんですけども、それが4対6とか今5対5でやっているところもあるわけですけども、これはまず4対6にされた理由、これはどうなんですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

今、委員がおっしゃったとおり、全国の事例というのをコンサル業者からいろいろと資料提供いただいたりとかして、私どもも、その辺の検討をいたしました。おっしゃるとおり5対5でされているところもありますし、今、4対6若しくは3対7、いろいろありますけれども、一般的に、4対6でされているところが多かったということで、私どもも、そのような方法を、そのような点数配分を採用した。それはもちろん、検討委員会の中でも提示いたしまして、御了承いただいた上で、こういう形で報告をさせていただいたということになります。

○委員（新橋 実君）

全国的には4対6が多かったというようなことなんですけれども、この先生も、総合評価方式においてはいろんな課題を挙げられていらっしゃるわけです。宮内委員のほうもありましたけれども、価格の問題もそうですけれども、評価項目の設定が適切でない場合もあり、評価項目の選定やその狙いについて配慮を行う必要があるとか、提案を実現するのに必要な費用とその提案の評価の整合を図る必要がある。評価が上下の相対評価になりやすく、評価点の内容以上に差がついてしまうことがある。提出する技術資料が多く、事業者の負担となっているとともに、審査に手間と時間が掛かる。提案内容の将来における担保、すなわち言いつ放しか否かをどう見極めるか。事業者の入札参加要件を絞ることなどにより、参加者数が少なく、競争性に課題が指摘される例が出ているとか、あと技術点による逆転が起きて、市町村等によって総合評価によって高い契約価格の説明に苦慮する事例があるということで、一番ここが課題なんですけれども、こういったことはやっぱり市民への説明責任は非常に大きく関わってくるわけです。こういった課題について、どういった検討がなされたのかについてお伺いします。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

どのような検討をしてきたかということですので、一応、これまで御提出させていただいた資料の中にはそういうのがないわけですけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、検討委員会の中で、この荒井先生や鳥居先生とか、よその自治体又は組合等で、委員長、委員をされている方々もいらっしゃいます。そういった方々から個別にいろいろとお話させていただいたり、若しくはアドバイザー業務に入っておられますコンサル、日本技術開発のほうの御担当の方は全国的な事例を多数経験されておりますので、そういった方からいろいろな資料を提供していただいて、その中で内部的に検討をしてきたということでございます。

○委員（新橋 実君）

そういうことなのでしょうけれども、やはり、市民が聴いて納得できる説明というのは非常に大事だと思いますので、その辺については、どういうふうな形で、説明責任を果たしていこうというふうに考えていらっしゃいますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず資料でいきますと、落札決定基準の8ページを御覧ください。こちらに価格点ではなくて、比較要素点の定量化審査における審査の視点というものがございます。先ほど言いました検討委員会の中の荒井先生、それから熊本大学の鳥居先生、そのほか、学識経験者、副市長等も入って、この非価格要素点について、どういう項目で審査をしたらいいかと。どういう項目に重点を置いて点数を配分するかということを皆さんで検討していただいて、霧島市でいくと、一番重要であるかと思っておりますけれども、大きな4、下のほうで大きな(3)で地域の活性化貢献する施設ということで、5点配点しています。霧島市としては、地元に対して、重要視しますよということでも

点ということで、価格もありますけれども、価格によらないところ、こういうところを重要視して、比較検討して全体的に、いい点数を取ったところということで決定してということとしておりますので、この部分について、市民の皆様には公表して説明できるんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（仮屋国治君）

休憩します。

「休 憩 午前10時39分」

「再 開 午前10時40分」

再開します。

○市民環境部長（本村成明君）

資料は今、御手元にお配りできないんですけど、新橋委員が取り上げられているのは、私どもの検討委員会の荒井委員が書かれているPFI、DBO事業の課題及び事例についてという資料でございます。確かに、当然、タイトルが課題ですので、新橋委員から説明のあった課題が挙げられておりまして、最後の締めのところがございますので、少し御紹介をしたいと思います。DBOでは地方自治法の規定等から総合評価落札方式を採用せざるを得ない。総合評価には幾つかの課題が指摘でき、発注者と受注者等が意見交換などを行いながら改善に努めていかななくてはならないだろうということで、この課題の解決策というのは、今のところは、荒井先生のほうでもここでは、お書きになっていない。ですので、いろいろな歴史、過去の背景があって、今、ごみ処理施設がほとんどDBO方式を採用して、総合評価方式で行われているという実態がございますので、今ありました課題につきましては、全国共通の我々がこれから取り組んでいかなければいけない課題であるというふうに考えたところなんです。ただし、一番大事なことは、市民の皆様に対してしっかりと説明責任を果たすこととございますので、今楠元課長からありましたように、そういう結果の公表であるとか、その辺には万全を期していきたいというふうに考えています。

○委員（植山利博君）

総合評価方式というのは、非常に主観的であったり、まだ具体的な例えば配点をどこに何点配点すればいいのかという公式もないわけですよ。ただ、今までの価格一本やり、価格が安ければいいというような発注方式に多くの課題があって、これまで造ってきたいろんな施設が、結果として、課題があったということで、例えば環境に優しいであるとか、地域貢献をどれだけするか、そして例えば、女性職員が雇用されているかとか、総合的にその企業としての社会的責任をどう評価するかというのが今研究中だと思うんですよ。だから私は当然、価格だけに縛られることなく、その企業の社会的な責任をきちっと評価すると。ただ、主観的な部分も出てくるので、新橋委員が言われたように、またここで中心的になっている、専門家の方自身も、その課題はしっかりと受け止められていると私は思っています。それで、そのことはさておいて、これまで特別委員会で作ってきて、一つ一つ、予算に伴うこと、道路整備、議会の議決を経て今ここまで来ているわけですよ。それで、これは委員会、我々も共通認識を持って、委員長の進め方にも、どう進めていただければいいのかという、私自身も疑問があります。つまり、今まで決まってきたことを、よく議会で一事不再議と言われますけれども、そこにまた一回一回戻るような議論というのはいかながなものかと。だから、これから議会として、執行部が今まで進んできたところに、どう提言をして、どこが改善できて、見直しがどの程度できるのかということも含めて、共通認識を持っていないと。非常に貴重な時間を費やしているわけですから。そこら辺のお互いの共通認識をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○市民環境部長（本村成明君）

もう植山委員のおっしゃったとおりであろうかと思えますけれども、特別委員会の設置目的等は拝見いたしました。ただ、時期的なものが、かなり、もう既に事業が進んでいる中でこのタイミングでございましたので、なかなか、今から新たな御提言もいただいても、それを反映するとい



うことが難しい面もあるということは、皆様御理解いただいようかと思ひます。ですので、決まったことも、議決をいただいたこと、そのことをまた深掘りをしていくような議論にも、ならざるを得ない側面もありまして、非常に私どもも、答弁をするのに悩むところでもあるんですけども、せつかく、特別委員会という場が出来ましたので、お互い納得度を上げるために、そしてその納得度が市民の方にも伝わるように、真摯な議論をしていきたいというふうに考えているところです。答えにならないかもしれませんが申し訳ございません。

○委員長（仮屋国治君）

休憩します。

「休憩 午前10時45分」

「再開 午前10時47分」

それでは再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

○委員（前川原正人君）

2点お聴きしておきたいと思ひます。先ほど宮内委員、新橋委員のほうからも、それぞれ、視点を変えて、質疑があったわけですけども、例えば先ほどの問題の中で、未来館から離脱をしますよと。もう決定したわけですよ。実際、しかし、その中で今度はごみの量が増減してきますよね。もう今までの計画と離脱をした後の変化があるわけですよ。その部分についての建設費用等の見直し等もあり得ると理解していいんですか。もう20年間ということは決まっていますけれど、その中での議論というのも当然反映がされていくという可能性はないのですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

今の御質問、この委員会の冒頭で、横川・牧園地区も含めたごみ量で推計していると答弁いたしました。市全体で計画、ごみを推計していますから。それからまた、極端にどう動くかというのか、御質問の趣旨がわからないんですけど。

○委員（前川原正人君）

私の言葉が悪かったです。要するに、314億円というような大きなキャパとして決まっているわけですよ。その中で20年間で管理まで全てがそれでいくわけですけども、途中でも変化によっては、その費用等については増減をするということもあり得るんですかということですよ。

○環境衛生課長（楠元 聡君）課長。

まず増減があるという可能性があるとするならば、まず運営費でございます。運営費の場合は、当然物価変動、石油の価格とか、そういう社会的現象によって運営会社の責任によらないもの、社会情勢の変化あるものについては増減があるものと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一つはストックヤードを今後造るということで、これまでの議論の中で、大体全体で4,000万円ぐらい掛かっていくだろうということになりますけれども、ここについても、当然今おっしゃるように、様々な要因、いろんな社会的状況だったりとかあるわけですけども、その辺についても、もちろん増減もあり得るという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほど言った4,000万円、現時点で業者のほうに見積りをとったりとかしている現時点の価格でございます。先ほど言ったように、ガソリン代とか、その他燃料費、それから電気が変わるかわかりませんが、そういうものに変動があった場合は、私ども2施設で指定管理者制度をやっておりますが、その方たちとも同じでそういう社会的現象によって物価変動があった場合は、増減しておりますので、そういうこともあり得ると思っております。

○委員（山口仁美君）

施設そのものについていろいろなデータに基づいて進めていただいていると理解しているんですが、昨今やはり、低炭素社会へ向けてとか、それからあと、脱プラスチックとか、そういった議論がかなり活発になっていて、国の基準等もどんどん、厳しいといえれば厳しい方向に、環境

に優しいほうに動いています。このクリーンセンターにおいては20年間以上稼働をしていくようなことになってくるかと思うんですけども、やはり以前質問しましたように、非価格要素の定量化審査における審査の基準、審査の視点という表等を見ましても、この審査をする段階では一番考えて造られているものですけども、これが5年後、10年後、どのように、その時代に合わせて、変えていこうとしているのかというところが少し見えづらいなと思います。この辺はどのようにお考えでしょうか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

環境に配慮した施設を造るというのは非常に重要なことだと思っております。そういった意味で、この環境に関する評価項目というのも入っているわけでごさいます、審査をする中であっては、やっぱり、直近の規制基準であったりとか、その環境の状況であったりとかそういうのに合わせた形での施設設備ということになります。例えば5年たち、10年たち、いろいろ世の中がまた、いろんな規制が厳しくなったりとか、変わってくれば、それに応じた対処というのをしていかなければならない。そうすると、例えばそこに新たなコストが生じるようなことになれば、双方協議の上で、そういったものについては、行政も手出しをしていく必要が当然出てくるというふうに思っております。ただ、今回、ガス化溶融炉からストーカ炉に変えるということで、エネルギーの消費等も随分減るといふように、プラントメーカー側と話をして聞いております。現在、霧島市が抱える施設から出る温室効果ガスというのは、ほとんどがこのごみ処理施設、焼却施設が占めておりますので、こういったものの低減にも新施設は寄与するものというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

どのように表現したら、うまく伝わるのかと今考えながら質問しておりますけれども、例えば以前も質問させていただいた社会の変化に即応した対処や方策、陳腐化防止等について妥当性を評価するというのが現時点での評価になると思うんですね。ただこれを、落札された業者においては、今後も20年間ずっとやっていかれると。この姿勢が、落札したときだけでなくずっとこのような姿勢で社会的な意義を考えながらやっていかれるのかどうかっていったところを、随時チェックしなければならないと思うんですが、その辺をどのような視点を持って考えておられるのか。そういったことを今後この基本構想なりなんなり、基本計画をやり直すときに、盛り込んでいかれるのかどうか、そういったところの考えをお伺いします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まずこの業者が決まって施設を運営し始めましたら、当然のごとく私どもとしてはモニタリングをいたします。そのモニタリングをしていく中で、そのときの社会情勢が変化しつつあれば、その請け負った業者のほうとも、私ども協議をいたしまして、対応できるものは対応する。業者努力だけでは無理だというものがあれば私ども市のほうも、コスト的な面でも支援するということになるのではないかなというふうに考えております。まずは現時点では数年後にどう変わるかという予想がつかないものですから、施設を運営し始めたら、毎年のモニタリングを見ながら判断して協議していきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

先ほどから議論をしておりますように、総合評価落札方式ということ、今回導入をするということでもあります。そこで、いわゆる検討委員会の意見というのが、物すごく比重的には重くなるというふうに思うんですね。評価点が高いところが価格にかかわらず落札するわけですから。ところがその検討委員会というのは非公開ということになっておりまして、私は議事録を請求しましたが、非公開のために開示できませんということで、回答が返ってきました。ただその荒井さんが代表者を務めている埼玉県久喜市では、議事録を公開しているわけですね。それで先ほど言いましたように私どもも当然霧島市としても、市民の皆さんに、それがいかに公平な議論がされて、そして落札者が決定をしたのかということは、当然説明をする責任があるわけです。

検討委員会の中でどういう議論がなされたということについては、私どもはその情報を知る手段がないわけですよ。そういう中で、どんな形で、そのところを説明するのか。議事録を全く公開しないわけでありますので、その点をお尋ねしておきたいと思います。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まずこの検討委員会の議事録でございますけれども、私どもとしては、まずは、霧島市の情報公開条例に基づいておりますけれども、この会議録を公にすることによって、委員の皆様からの率直な意見が出されないとか、また、その意見を公開することによって、特定の者に不利益を被る若しくは市にとっても不利益を被るということも、そういう恐れがあるということで、私どもとしては、審議期間中、検討委員会が開かれる期間中は、非公開としております。ただし、審議、業者決定が終わった審議終了後は、この会議録については公表するという事としております。

○委員（宮内 博君）

検討委員会のスケジュールを見ますと、5月31日から6月4日までの間に、事業提案の受け付けを行って、そして7月15日に第10回の会議を開くと。そして、第11回までで、この検討委員会を終えるというスケジュールになっているかというふうに思います。この11回が終わった、全ての議論が終わった段階でしかその中身については、我々が知り得る手段はないということでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

今、委員が言われたとおり、11回の検討委員会で、このときに、落札候補者を決定いたします。その後、他市町村でもありますように、審査講評と、なぜこういうふうにして決定したのかということの、経緯をまとめて他市町とも公表しております。私どもそれに倣って、この落札候補者が決定しましたら公表する予定にしております。ですので、これにあわせて会議録のほうも公表できるのではないかと考えているとことです。

○委員（宮内 博君）

先ほど申し上げましたように、荒井さんが代表を務めているところでは、3月のこの検討委員会の議事録も公開していますよ。検索をすれば出てきますよね。ですから、やっぱり霧島市はそういう面ではかなり市民に対して、情報の開示が遅れているというふうに思うんですね。特に、314億円を超える非常に大きな規模の事業費を決定するというようなことについて、そういう状況であるというのは、今後改善をしていかなきゃいけない課題かというふうに思います。部長、どのようにお考えですか。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほどから答弁しておりますとおり、宮内委員がおっしゃる荒井委員もいらっしゃる中で、検討委員会の運営に関する申合せ事項というのを決めております。この中で、今ありましたように、全ての審議が終了するまでは非公開ということを決めております。かつ、これは委員会の設置要綱にも書いてございますけれども、先ほどから会議録という言葉が出てまいりますけれども、会議録については要旨とするということ、あるいは発言者の氏名は記載しないというようなことを申し合わせているところでございます。大本は、先ほど楠元課長が答弁した霧島市情報公開条例の公文書の開示義務の条項によりまして、決めているわけですが、それぞれの自治体の考え方がございますので、霧島市としては、今申し上げたような考え方で進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

この総合評価方式を導入することによって、談合が行われにくい環境がつけられるというふうに環境省は言っているわけですよ。霧島市では過去に、し尿処理場の建設に関わって、談合が認定されて、違約金の支払いが命じられるというようなことを経験しております。そのようなことは、あってはならないということでもありますけれども、談合が行われにくい環境がつけられるというふうに言っているんですけども、霧島市の場合は、その点については、どういうふうに

考えていらっしゃるんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

一般的に談合というのがよくニュース等でも挙げられますけれども、談合が行われる場合には、単純なる価格競争、一般競争入札の価格競争で一番安いところを取るところで、価格の事前の打合せ等による談合というのが一般的でございます。これで談合が、そういう疑いがあるというのがよくあります。ただ今回の総合評価方式でいきますと、価格だけではなくて、ほかの提案内容等を加味して点数化しますので、ただ、価格を安くすればとれるというわけでもなく、先ほど言ったように予定価格は公表しておりますけど、定量化限度額が決まっております。定量化限度額で満点をとってしまえば一緒なわけですから、いかにして各委員の皆様が評価できるであろうという先ほどの審査の視点、こちらについて提案で点数を取らなきゃいけないという努力が発生します。その努力をしないと企業は点数が伸びないわけですから、取れないわけで、そういうことで、点数で競争しますから、その点数は、企業は幾ら談合しても、自分たちで決められない。第三者である検討委員の方が採点するわけですから、そういうことを踏まえて、そういうことで、談合というのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えているところです。

○委員（新橋 実君）

建設工事においては、地元企業を使ってくれということをお願いをされているということなんですけれども、これについても地元には、建築、土木、A級が結構いらっしゃるわけなんですけれども。そういった事業体に対して、例えばJVを組んで、何社以上の業者を使っただけじゃないとか、そういった話をされているのか。どれぐらいの事業者を使っただけじゃないとか、そういうふうな話を、市のほうから直接されるような考えがあるのか。それとも、その辺はもう、各事業者をお願いされているのか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まずは、御説明させていただきます。この第2回の特別委員会で御説明しました資料の入札説明書の8ページを御覧ください。こちらのほうの大きな1の入札参加者の構成の(5)中ほどにあります。こちらのほうで応募される構成企業には、地元企業を少なくとも1社は含むこととしております。要するに地元企業を入れないグループは駄目ですよということを示しております。次に、(7)ただし書のところですけども、ただし、本市が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。いわゆる複数応募があっても、1グループがとるわけですけど、選定されなかった地元企業の方々は阻害しませんよと。とられたグループのほうに協力して、仕事をするというようなことは可能としますよというふうになっております。ですから選ばなかったから排除するというものではございません。それと、同じく27ページでございます。先ほどの新橋委員のところから外れるかもしれないんですけども、中ほどより下の(6)雇用、下請人等の地元企業への配慮ということでございます。読ませていただきますと、雇用については可能な限り地元雇用に配慮すること。なお、地元とは本市内をいう。関係法令等に基づく雇用基準等を重視すること。下請人等を選定する際は、可能な限り本市内に本店又は本社を有する中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品に等においても、可能な限り本市内の企業を活用するように努めること。事業者は本施設の周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めることというふうに、明記しております。ですからこのことを踏まえて、入札に参加するメーカーは、このことを重視して提案してくるということになります。先ほど言ったように、参加構成される企業だけでなく、下請人等についても、極力地元を使いなさいよということで、提案をきなさいというふうに明記しておりますので、こういう提案をしなければ点数が低いので、メーカーとしては不利益だということです。選定されたい業者は必ず地元業者を入れるという努力をするというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

選定するに当たっては下請通知書等もとられるわけですが、下請通知書の中には金額等も入ると思うわけです。やはりその金額が、余りにも差があってはならないということもありますので、しっかりとその辺も書類等のチェックしていただいて地元企業に余り不利益にならないような形で、チェックをしていただきたいと。これを要望しておきます。

○委員（蔵原 勇君）

新橋委員と全く同じような質疑になるかと思いますが、新クリーンセンターの新しい候補地はもう御覧のとおり現在のところの横ですが、完成年度は四、五年と聴いているのですが、周辺地区の方々の声はなるべく地元への環境整備と本市の建設業への方々にも全ての資材については、少しでも仕事を配慮していただきたいという声を地元で聴いてきました。ですから、今後の配慮を。しっかりどこかわかりませんが、雇用の問題等もありますので、その辺はどうお考えですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

繰り返しになるかもしれませんが、資料の落札者決定基準の8ページ、先ほど申しました、この大きな4(3)地域の活性化に貢献する施設ということで、こちらのほうで地域貢献をうたっております。地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっていることを評価することによってございます。先ほど言ったように条件書にも付けましたけれども、きちっと提案してこなければ、ここの点数は低いですよということですので、満点の5点を取りたいところを充実してこなきゃいけないということになります。先ほど言った地元雇用というのはメーカーがきちっと考えてくるのではないかと考えております。

○委員（山口仁美君）

1点だけ確認したいのですが、資源循環の部分なんですが、例えばまだ使えるにも関わらず捨てられてしまうもの等もたくさんあります。その処理にも、かなりの費用を使っていると思います。例えば未来館であれば入口のところで、それを行って欲しい方が、金額は幾らかで投票して、抽せんして買うような仕組みがあったり、自治体によっては、企業と連携をしながら、それを引き取ってもらって、また販売してもらうような流れをつくっているところもあります。こういった資源循環の仕組みをどのようにしていくのか、直営なのか、委託なのか、こういった形かわからないんですけれども、ごみの減量化のためにそういった循環の仕組みをつくっていくようなお考えというのは、ここには具体的には盛り込まれていないんですがありますか。

○農政畜産課主幹（末松正純君）

今言った未来館でも行われている、まだ使えるものをまた少し修理したりとかしながら販売するというやり方がございますけれども、こういったものについても応募してくる事業所の提案ということになって、それが一つの評価材料になっていくことだと思います。プラントメーカーの営業等とも話をしてみますと、そういったことも考えているというような動きもあるように聴いております。またそういった仮に提案をしてこられなかった場合においても、最終的な総評の中で、落札された業者に、こういったようなことという相談はできると思いますので、いろいろその辺も含めて、また行政側もいろいろと考えていかなければならないなというふうに思っております。

○委員（植山利博君）

私も1点だけ確認させてもらいたいんですが、始良市、さつま町を含む広域相互支援協定の中で、他市町のごみを搬入して焼却するケースはどういう場合を想定されているか。災害というのは、聞きましたけれど、そのほかにあるのかないのかお示してください。

○委員長（仮屋国治君）

ここの経緯と趣旨は、今までの会の中できちっと発言いただいてないから、そこも踏まえて答弁をお願いします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

それでは、まずこの協定に至った経緯でございます。これはまず、昨年、令和2年5月21日、組合議会の全員協議会において、霧島市が脱退の意思表示の説明と、それに合わせ、脱退後は、構成市町と新しい関係を構築したいということで、組合の全員協議会で提案したところです。それを受けて、組合、伊佐市、湧水町のほうですけれども、そちらのほうで、始良市とさつま町も、加えて、より広域で協定を結んで助け合いたいということの提案がございました。私どもとしては、最初は、構成市町、伊佐市、湧水町と霧島市の関係を構築するという感覚でしたが、より発展的な提案でございましたので、私どもそれを賛同いたしまして、令和2年11月16日に、構成の首長と協定を締結したところでございます。協定書の中で、適用範囲でございますけれども、こちらのほうの第2条に4項目ありますけれども、1点目が、自身で持っている一般廃棄物処理施設が故障、事故等によって、自分とくろではできないで、他市町の支援を必要とするとき。それから2番目は、改めて計画された定期点検とか改修若しくは更新、新設等によって一時的な処理能力の低下を補うために、他市町村の施設の支援を必要とするとき。それから、施設に搬入されるごみ量の増加に伴って、施設の処理能力を超えて、継続的に他の市町村の施設の支援を必要とするとき。あともう一つは、自然災害等による急激なごみ量の増加又は感染症等の影響によって施設の運営が行えない場合に、自身の処理施設で困難である場合は、支援を申し出ることができるというような形の4項目でございます。事例で言いますと前回の人吉の災害があったり、今の感染症で言いますとコロナの災害で、施設の職員が感染してしまっって運営が困難になった場合があります。あと、機械もやはり突然故障することがあると思います。それがすぐに直ればいいんですけども、それが1週間若しくは1か月止まってしまった場合は、どうしても自身で処理できませんので、応援をお願いしなきゃいけないということが想定されるということでございます。

○委員（植山利博君）

何項目かを聞いておりますと霧島市の施設が完成した。それにあわせてもう今既に始良市のごみ処理能力っていうのはいっぱいいっぱいになっている。数年先には、人口の増加とか、ごみの量が増えると、能力をごみの量が超えてしまう。そうすると恒常的に、霧島市でそれを受け入れるケースもありうるというふうに関こえたんですけど、そういう理解でいいんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

委員が言われるのも想定されます。始良市の場合を想定いたしますと仮に始良市で処理できない量があれば、それは、霧島市だけではなく、未来館、さつま町、それぞれの施設で受け入れられる量について、協議して支援するということになります。といいますのはちょうど敷根で言いますと、オーバホール期間は処理能力は敷根も落ちますので、そのときは支援したくても支援できないと、そういう状況もありますので、その時その時においてですけれども、支援できるときには協力をするというところでございます。

○委員（植山利博君）

過大な施設の整備というのは、無駄が多いわけですから、だから140 tという算出をされたわけですね。それで、それを超える場合は、稼働日数で処理するという説明を受けているわけです。何年か先なんですけども、始良市のごみが、それは建て替えもされるでしょうけれど、恒常的に増えた場合も、たとえば1年なり半年なり、始良市のごみを分散して処理したとしても、受け入れるだけの能力を踏まえた140 tなのか。それが霧島市にとって過剰な投資にはならないとか、その辺の判断はいかがですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

140 tの能力でございまして、先般説明しているとおり、今の計画では、横川・牧園地区を含めた霧島市全体のごみ量プラス、約1割程度の災害廃棄物の処理の規模で考えて、総合的に140 tと決めております。始良市を受け入れるつもりで、少し大きくした施設ということではございません。あくまでも、今現在11月16日に協定を結んだわけですけども、始良市としても、未来館や私どもに応援を要請せずに頑張っって処理をしております。実際、始良市が将来的に超えたとき

に、依頼するかっていうのは私どもには判断できないんですけども、依頼してきた場合については、協定を結んだ構成市町で連携しながら対応すると。そのときに施設の余力がございまして、全て受け入れるというわけじゃなくて、そのときその施設の余力に応じて受け入れるということでございます。

○委員（池田 守君）

進入路のことについてお伺いしたいんですが、220号線からの進入路については、非常に通行量も多いということで、懸念材料の一つだったんですけども、先般示された国の新年度予算の中で、亀割地区の防災ということで、亀割トンネルが整備されるという動きが始まったようなんですけれども、既に今年も新年度で幾らか予算化されているようなんですが、これの詳細について何か把握していらっしゃるでしょうか。建設、その着工時期あるいは完成時期とか、新クリーンセンターの稼働に関しての関連性も結構あると思うんですが、その辺の情報はいかがですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先般亀割峠のところでトンネルの事業が認可されたというふうに私どもも聞き及んでおりますが、正確な計画ということについては、存じておりませんので、この場で回答することはできません。

○委員（前川原正人君）

先ほど楠元課長のほうから、余力によって受け入れることにはなるであろうということでおっしゃったわけですけども、協定書を見てみると、第8条の中で、これは有効期限は令和2年11月16日から令和3年3月31日までとすると。今年の3月31日ですよ。ただし、期間満了3か月前までに、いずれの協定市町等からも、改廃等の申出がない場合は更に1年延長するものとする。ここでただし書き事項等、そのキャパに応じて受け入れるということがあるわけですけども、現状ではどのような状況になっているわけですか。31日ですから、もう切れているというふうに思うんですけども、現状としてはどうなんでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

この協定書に書いているとおりのんですけども、今は始良市、さつま町含めて、この協定書を改廃したいという提案は上がっておりませんので、そのまま自動更新ということになるかと考えています。

○委員（前川原正人君）

この中では協定書ですから、締結するわけですよ。約束事、ルールとして。しかし今おっしゃったのは、先ほどの議論の中でも、余力によっては受け入れますよと。だからこれはもう未来永劫ずっとそのまま続いていくことにもなりうるということの理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

未来永劫というところでは私ども判断できませんけれど、この協定書に基づく、今、構成している、始良市、さつま町、伊佐市、湧水町、私ども、特段の何か検討しなければいけない事項がない限りはそのまま継続するものと考えています。

○委員（前川原正人君）

例えばこれは相互協定ですので、もちろん霧島市が待ってくれと。もう入れたら駄目よということだって考えられるわけですよ。状況に応じてはですね。だからそういうことも当然、想定をする中での相手側の申出、またこちら側の申出ということも、双方あり得るといって、そういう理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

やはり施設でございます。先ほど言ったように、ちょうど申入れがあったときに、私どものほうのごみ量が多かった場合、若しくは修繕期間、オーバーホール等やっていた場合、1炉止めていたとなった場合は、応援したくても応援できない可能性もありますのでそのときは、うちは駄目だけど、未来館若しくはさつま町でできませんかということになるかと思っております。

○委員（宮内 博君）

相互支援協定によって、始良市、さつま町のごみも、霧島市も受け入れることができると。こういうことになったわけですね。それで随分先の話というふうに議論がされるような印象を受けるのですけれど。この相互支援協定を締結した直後に始良市は、本年度から予定していた、焼却炉の改修事業費4,200万円。本年度から計画をしていたんですけれど、これを本年度からは実施しないということで先送りしているわけですね。そういうことになっているっていうのは理解されているわけですね。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

確かに、11月16日に提案協定は結びました。始良市側が、確かに今、100%を超える運転されていますが、その超えた分について、11月以降私どもに受け入れてほしいという、構成市町に要請というのはあがっておりません。これは事実としてありますけれども、ただ、始良市側が今後どうするかということについては私どもで把握ができないところでございます。

○委員（宮内 博君）

始良市の第2次実施計画の中では、令和2年度から令和4年度までの事業計画として、令和3年度、4年度で8,400万円を掛けて、単年度で4,200万円。改修すると。こういうのを挙げていたのを全部先送りしたわけですね。それは、結果的に協定書が結ばれたということが背景にあるだろうと。当然未来館でもこれを受けられることができるわけですので、そういうことで、何もその新しいクリーンセンターの話ではなくて、現在稼働している敷根清掃センターでも、受入れ可能ということになるわけですよ。だから、結果的に、先ほどの課長の御回答では、未来館がかなり営業努力をして、いわゆる域内の構成市町内の連携ということも、更に拡大して、隣接市町とも連携していこうということも、そういう話が進んでいったということをおっしゃるけれど、私は違うと思うんですね。実は。なぜかということ霧島市が離脱するわけですから、その離脱をする霧島市がどういうふうにその未来館の過大な施設を、そのまま運営するようなことにならないように取り組むかというのは霧島市に課せられる課題であって、未来館はそういう課題は、直接はないわけですね。ですから、前回の委員会の議論の中でもあったように、早くからそういう情報を得ていたということでもありますから、やっぱり霧島市もかなりそのために力を入れたんじゃないのかなというのはこれ推測できるわけですね。どうですか聞いて、答弁できますか。

○委員長（仮屋国治君）

論点を明確にお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

論点を明確にということですが、結局、現在の敷根清掃センターでも、この協定書を結んだことによって、受け入れることができると。こういうふうに、当然理解できるんですけれど、それは、そのとおりですね。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

委員の言われるとおりです。今の敷根清掃センターでも受け入れることは可能です。

○委員（宮内 博君）

ですから、その見通しが切り開かれたことによって、始良市は事業計画の中で、今年から始める4,200万円の事業費を削除したということが言えるわけですね。だから可能性としてはかなり、それが強くなってきているというような状況なんですけれども、先ほどあったように、単年度の契約になっているけれども、双方異論がなければそのまま自動的に継続をするということになりますから、当然敷根清掃センターの状況そのまま新しいクリーンセンター受け継いでいくと。新しいクリーンセンターでも受け入れるためには、その稼働日数を少し増やして処理量を増やしていくということで対応ができるというふうにこれまでも答弁がなされておりますので、そういう方向を、今後も目指しているということで、我々は理解すればいいわけですか。

○市民環境部長（本村成明君）



先ほどから議論しております相互支援協定のもう一回、中身の条項をはっきりとさせておきたいと思います。支援の要請及び受入れ、第4条のところでは第2項でございますけれども、支援の要請を受けた協定市町等は、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、業務に支障のない範囲内において支援を実施するものとするというのが、相互支援協定の一番大きな大前提でございますので、ここがクリアできないと、受け入れることはないということでございます。それから、直接お尋ねではございませんでしたけれども、宮内委員のお考えはおありだろうと思っておりますけれども、始良市のそういういろいろな諸事情につきましては、先ほど楠元課長が答弁しましたように、私どもは関知する立場にはございません。それと、もうこれもずっと答弁してきておりますけれども、私どもが積極的に今回の協定の締結について、始良市、さつま町に働きかけたということは、想定もしておりませんでしたし、事実もございません。はっきりと申し上げておきます。

○委員（植山利博君）

確認をさせてもらいたい。休憩中でもよかったんですけども、大分、分厚い資料を頂いているんですけど、この取扱いについては、どのような見解をお持ちですか。

○委員長（仮屋国治君）

休憩いたします。

「休憩 午前11時34分」

「再開 午前11時35分」

再開いたします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

この資料はホームページで、公表しておりますので、一般市民の方も見られる状態になっております。ですからお配り、閲覧若しくはお配りするとしても何ら問題ないと考えております。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する総括質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午前11時39分」

#### △ 自由討議

休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議を行います。委員の皆様から御意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

今、前島委員とやりとりをしていたのですが、未来館から離脱を申し出たのは霧島市なわけです。それで、未来館のほうでは営業努力をして、始良市、さつま町。ここからのゴミを持ち込むことが可能になるようにということで努力をして、相互支援協定を締結したというのが、今日、執行部の説明、部長の説明で、一切こちらから、そういう取組をしたことはないということを断言されたので、そのことについてですけども、合併協定書にも記載をされて、ゴミ処理は、それぞれのところで、横川・牧園が未来館でやると。あとは溝辺も含めて、敷根清掃センターで処理するというのが基本合意だったわけですね。それで離脱を申し出たのは霧島市ということであったわけですが、結果的に議会ではこのことを承認いたしました。ただ、今後、そのことをどういうふうにしていくのかということでの議論をここではしていかなきゃいけないということなんですけれども、この協定書が結ばれたことによって、先ほどもありましたように、敷根清掃センターでは、始良市からのゴミを支障がなければ受け入れると。さつま町からも

受け入れるということが可能になったわけです。そのところを、これまで昨年の5月の段階では、ごみ処理は自区内処理が原則ということで未来館から離脱をするというふうに言ってきたことの整合性。そこにやっぱりかなり大きな問題があるというふうに思うんですけども。そのところで、少し討議をしたいというふうに思いますので、皆さんの御意見をお聞かせいただければと思います。

○委員（植山利博君）

いろいろな考え方があろうかと思いますが、霧島市が新たにごみ処理の施設を造ると。ランニングコスト、効率から言っても、未来館から離脱をして、自区内で全て処理をしたほうが、財政的に効率がいいだろうということで、自区内という基本で、新設、離脱ということに至ったんだろうと私は思っております。ただし、国が示すような、将来的な地域連携ということを展開したときに、今の新しい施設も20年後、30年後はまた造り変えなければならない時が必ず来るわけですから、そういう将来を見据えたときには、広域でのごみ処理の取組ということ、これを機会に始めるべきだという判断の下に、執行部としては、離脱することによって余力が残る未来館の立場も考慮しつつ、全体の将来ビジョンを見据えたときに、そういう取組が求められているという判断の上で、このような経過に至ったんだろうと私は判断し、評価するところです。

○委員（宮内 博君）

であれば、平成30年度に10年間のごみ処理計画というのを霧島市は作っているわけですね。そこでは、隣接市町も含めたごみ処理を検討するということが盛り込まれているんですよ。その背景には、2016年に環境省が一定の指針を示して、そのことを受けて作られているわけですけども。にもかかわらず、そこではそういうふうにお書きながらですよ。今植山委員がおっしゃったように、自区内処理が原則だというふうになぜするのかって話ですよ。そのところは、どういうふうに、解釈するんですか。

○委員（植山利博君）

私と宮内委員との論議の場ではなくて、ほかの方々の御意見も出していただければ。指名がありましたので、私の考えを申し述べますけれども、この計画は、もう四、五年前から、前田市長のときから、建て替える時期が来ていると。そのことによってどうするかという議論もあったわけです。宮内委員が言われるように、2016年の国の方針というのを私も承知しており、だから、その当時から消防行政であるとか、医療行政であるとか、福祉、ごみ処理、そういうようなものは、地域連携をとりながら進め、県の消防行政を一本化しようとした時期がありました。ただ、ほとんどの自治体が、それには従わなかったという過去もあります。ですから、そういう時代時代の背景の中で、やはり一つ個別の事業は進んできた。私も思いは同じような思いを持っていますよ。ただ、現実には流れてきたのが、執行部もそうですけれども、それを支持してきた議会にも責任があるし、私自身にも責任があるというふうに理解をしているところです。

○委員長（仮屋国治君）

相互支援、離脱のところはいろいろ御意見いただいたと思うんですが、クリーンセンターの施設整備、この本筋のところでの自由討議も、さらにお願ひできませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

本施設の施設整備ということについて、やっぱりもう少し、執行部の説明が欲しかったというふうに思います。総合評価落札方式というのを、我々がどの程度理解して、市民の皆さんに説明できるのかという点で認識を深める必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。共通の認識が図られたんでしょうか。

○委員（徳田修和君）

今までこの特別委員会で執行部から説明を受けてまいりました。やはり最初にこちらのほうにいただいた資料というのがかなり分厚い内容でございますので、もうこれが全てなんだというふうに、私はこの委員会を通して認識したところでございます。そして、今後この委員会が進めて

いくべきことというところで、自分の認識としましては、今後はもう、住民への説明。どのように説明責任を果たしていくべきかというような方向性を示していくしか。あともうこの計画自体に変更をかけられないわけですから、ここをどう、市民の方々に伝えていけるかというところを詰めていくしかないのかなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

計画を変えるということで申し上げているのではなくて、私自身は従来、最少の経費で最大の効果ということが、これまで繰り返し、私ども議会にも求められておりましたし、議会としてもそういう立場で執行部をチェックしてきたらというふうに思うんですね。この総合評価落札方式っていうのは、実際その価格の点で、最も重視した着目をしないというようなことになっているところがあるものですから、そこをどういうふうに市民の皆さんに説明をしたほうがいいのかという点で、まだまだ私自身も理解が不十分なわけですよ。それで一つは、平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律というのが出来ているというのがありますよね。それで平成18年には環境省が、課長答弁にもありましたように、総合評価方式を焼却炉建設等については活用するよというふうなことで、推し進めているという説明があったわけですけど。一つにはこれは私自身が推測するに、例えば未来館でありますけれど、ここは今のストーカ炉の前は、熔融炉方式だったわけですよ。それが、度々機械が故障して、稼働できないというようなことになって、その事業者が瑕疵責任をとって、全部焼却炉をやり直したと。5年前に今の新しい焼却炉が出来たという背景があるわけですよ。それがストーカ炉に変更になったということです。だから全国のそういう特殊な機械を使わなきゃいけないところで、そういう事例がやっぱり、かなり出てきたのではないのかなというふうに思うんですけど。法律が出来たのは平成17年でありますので、その以前の施設ですから。だから、そういう背景が一つにあったということではないかというふうに思いますけども、一つ再認識したのはこういう法律が出来ているということのを再認識したということ、我々自身も、そこをもう少し理解を深める必要があるんじゃないのかなというふうに思いますけど。皆さんの御意見はどうでしょうか。

○委員（植山利博君）

過去において、熔融炉がベストだという時代があったわけですよ。環境に対して、それから焼却灰の排出などにとっても、熔融化炉がベストだと。全国的に熔融化炉が出来た。だけどそれを使い続ける中で、今言われるように、故障が起こったり、メンテナンスに金が掛かったりということで、ストーカ炉が今は主体になってきていると。だから、霧島市も熔融炉を選択して造ったけれども、今回はストーカ炉になったというのはやはり時代の流れ、背景だったと私は理解をしているつもりです。それと総合評価方式っていうのは、やはりこれまで、価格優先で公共工事や特殊な工事を発注し、造ってきたことによって、その環境や地域の経済に対する配慮、先ほどから出るように、雇用の問題であるとか、それからきれいな空気を吸うためにもコストが掛かって金が掛かるんだという時代に、きれいな水を飲むのにもコストが掛かって金が掛かるんだと。だから全体のコスト感覚でいけば、総合評価方式がやはり質が高いんだというふうに私は理解をしているつもりです。ですから、国も総合評価方式を大分前からやりなさいと。ただどういう項目を採点項目にするのか、どの項目に何点を与えればいいのか。先ほど言いましたけど、課題もいっぱいある中で、やはり全体としては、社会に対する恩恵、将来に対する負荷、地域経済に対する恩恵、そのことを総合的に判断した上で、事業者選定をすべきだというふうに私は考えています。

○委員（新橋 実君）

今日のテレビでも言われておりました。菅総理が2030年までに、温室効果ガス50%削減ということを進めていくというようなことを言われておりました。このクリーンセンターについても、この間に入っていきわけですよ。だから、やっぱりより環境に配慮した施設整備をしていただきたいと。今からの入札になるわけですので。それと、その後の建物についても、より環境に配

慮した施設整備に対応できればとも思っておりますので、その辺についても、やっていただきたいというようなことを考えております。

○副委員長（木野田誠君）

単純な結論で申し訳ないんですけど、総合評価方式については、配点の割合の問題もあろうかと思えますけども、これは幾ら議論しても、まとまりがつかものではないと思えますので、私はこれでいいんじゃないかなというふうに思えます。それと、クリーンセンターの一番の問題は、横川・牧園の方々のごみ処理を今後どうするかということが問題になってきていたと思えます。生活に密着した部分ではこの部分だったと思えます。それが、先般の公民館長会等におきましては、全くそれに対して、意見はなかったと。それから牧園町万膳地区に中継場を設けるという話については非常に、私の耳でも聞いておりますけど、牧園の方々も非常に喜んでいらっしゃるというふうに私は理解しております。それと、クリーンセンターのストーカー方式は、先般、視察をさせてもらったときにも、議論の中でも、今後は燃料費が大分削減できるというような形で話がありましたし、そういうところを評価して単純でありますけど、私はこのままでいいんじゃないかなというふうに思えます。

○委員（松元 深君）

私もこの今回の総合評価方式は、まず取り入れる時期だと思えます。そして、定量化限度額を設定するわけですが、そこを十分配慮していただいて、南さつま地区の10億円の差があるものをすべて40点の評価というのが疑問に感じましたので、ぜひ霧島市では定量化限度額の設定については配慮していただきたいと思えます。あと検討委員会のメンバーにも少し違和感を感じるころがありますが、それを付け加えておきます。

○委員（平原志保君）

先ほどの質問の中で、リサイクル関係の質問が出た際に、その部分は、業者さん頼みというか、あちらが出してくる意見を見て、市のほうで考えるというような話だったわけですけども、やはりこの施設ができることに対し市民の方もかなり期待してまして、また余熱の問題とか、電力の問題その辺でもいろんな活用ができるんじゃないかという御意見も多々あるわけです。例えば余熱、温水など出ますけれどもそれを使った農業の実験等ができるんじゃないかとか、いろいろなそういうプランをお持ちの方たちもいるんですが、そういう御意見をプレゼンをされていく業者さんたちのほうに話が直接行けるような何か、仕組みがもうあってもいいのかなというふうに感じているところです。また、この施設はこれから造るものですけども、役割を終えるまでの間に、やはりいろいろなものが、科学技術も進んできて、まずごみ収集車のシステムも多分大きく変わると思えます。こうして言っているうちに、距離の問題は関係なくなり、自動運転も始まりますので、その辺のコストもどんどん下がっていきますし、大きく変わっていくと思えます。そういうものを逆にいち早く取り入れていくようなことをすれば、コストも下がることと思えますし、柔軟にやっていっていただければと思っております。

○委員長（仮屋国治君）

間もなく正午を迎えますが、終了まで続けたいと思えますがよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（山田龍治君）

前回で、執行部のほうから答弁いただいているんですけども、指定管理者が恐らく今後また変更があったりするときに、答弁のほうで、今働いている方には十分配慮されるということだったんですけども、働いている方も大変心配をされている話も聴いておりますので、雇用に関しては、十分な配慮をしていただきたいというのを申し添えていただくとありがたいと思えます。よろしくをお願いします。

○委員（植山利博君）

施設を建設するに当たって莫大な経費と、莫大なランニングコストが掛かるわけです。ですか

ら、これを機会に、ごみの縮減といいますか、ごみを出さない取組を市民の方々に訴えていくということが非常に重要だと思います。だから、プラスチックであるとか様々なごみを自分たちの生活の中から、極力、縮減していくということをこれを機会に、十分認知してもらうような取組が重要だというふうに考えております。

○委員長（仮屋国治君）

一部理解が不十分だという意見もありましたけれども、執行部の説明をこれ以上求めることは、ないようでありますので、一応、調査はここで終了して意見の取りまとめに入りたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

当委員会は全員による特別委員会でございますので、先に行いました医療センターのような、全会一致が原則ということでない提案というのはなかなかできないというふうに理解するわけですけれども、どのような形で取りまとめを行っていったらいいか、御意見をいただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

今、委員長のほうから、全会一致ということでありましたけれども、このクリーンセンターの計画そのものが、議論の中で明らかになりましたように、実際は未来館のごみも含めて、計画がなされていたということなんですよ。私ども市議団は、未来館から離脱をするという、このことについては住民の合意も得られていないし、合併協定書にも反するというので、これはもう反対をしているわけです。ですから、その前提で作られるということについては、これは、全員賛成ということにはできないということは申し上げておきたいと思っております。それともう一つは、どういうふうに意見を取りまとめていくのかということですが、当然今日出された意見交換、それから直前に出された皆さんの意見。そういうのを踏まえて、まず取りまとめをしていかなきゃいけないだろうと。こういうふうに思うんですよ。そしてその取りまとめをした上で、たたき台を委員会に提出をいただかないと、議論ができないというふうに思います。ですから、委員長、副委員長には大変御苦労でありますけれど、その取りまとめをいただいた上で、次回の委員会に、提出をいただいて、そしてそれに基づいて、さらに議論をして、成案を作るというようなことにしかならないのではないのかなというふうに思いますけど。今日そこまですることは不可能だと思いますので、そういう作業に移るしかないのかなというふうに思いますが、皆さんの御意見をお聴きしたいと思っております。

○委員（山口仁美君）

今までの経緯、未来館であったりとか、それから総合評価方式のこと等もちろん大事なんですけれども、このクリーンセンターを通してごみをどのように適切に今後、処理をしていこうとしていくのか、そういった姿勢を市議会としてもしっかりと持ちながら、今後、提案をしていかなければならないのかなというふうに感じました。先ほど私の質問に対する答弁の中で、コストが掛かるようであれば、今後本市が負担を行うこともありうるという発言がありまして、これは気にとめておかなければならないことかなというふうに感じております。ですので、今後、植山委員が先ほどおっしゃったように、市民の方々にごみをどのように減量していただくかといったような提案を盛り込んでいかなければならないと感じました。

○委員長（仮屋国治君）

宮内委員のほうから、委員長、副委員長でたたき台をとということがありましたけれども、ただ先ほどの自由討議では、御意見が出尽くしていない部分もあるのではないかと、3回、4回重ねてきておりますので、見直す時間がなければいけないのではないかなというふうな気がいたします。そういう点においては、皆様のほうから、会派ごとでも構いませんけれども、更に追加での御意見を頂きたいというのが、委員長の意見でありますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでよろしければ、そのようにさせていただきたいと思います。できましたら4月中に、本当は今日のほうがよろしいんでしょうけれども、今日中ぐらいに皆さんの中で意見を煮詰めていただいて、意見具申する内容は無いものなのか、それを選び出していただきまして、それを基に、私と副委員長のほうでたたき台を作らせていただきたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（植山利博君）

それと、委員長は全会一致が理想だという立場を示されました。宮内委員のほうは、未来館から離脱をするのを前提として、施設整備は反対なんだというような表現をされましたので、そのところをどう調整するか。例えば別館のときは、両論併記だったんですよ。あのときは、かなり半々。今回は半々とまではいかないけれども、一部、許容できない方々もいらっしゃいますので、そのところの表現の仕方は工夫をしていただければと。そこに対する委員の皆さんの思いもあわせて、その提案をしていただければどうかという思いがしました。

○委員（下深迫孝二君）

今いろいろ聴かせていただきました。意見というのは、賛成、反対があっても私はいいんじゃないかと。本会議でもですし、委員会でもそうですから。その中で、取りまとめをしていただいて、全会一致というのは、なかなか難しいことだと思いますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○委員長（仮屋国治君）

重ねてありがとうございます。確かに全会一致ということだけにはこだわりません。できるものもあるかと思えます。できないものもあるかと思えますけれどもその辺のところは、皆さんの御意見をまた頂きながら取りまとめをさせていただきたいなというふうに思っております。休憩します。

「休憩 午後 0時10分」

「再開 午後 0時11分」

再開いたします。先ほどの自由討議の御意見は、一団にいたしまして皆様のほうにメール又はファクスをさせていただきます。またそれを基に皆様の追加の意見を入れていただきまして、4月中に事務局のほうに送っていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、ではそのようにさせていただきます。それを受けまして、たたき台を作りまして、5月中旬ぐらいに特別委員会を開催したいと思うのですが、いかがでしょうか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 0時12分」

「再開 午後 0時13分」

再開いたします。それでは、次回の特別委員会を5月20日10時から開催したいと思いますけれどもよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日はこれで散会いたします。

「散会 午後 0時13分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 仮屋 国治